



青森県災害薬事コーディネーターの概要

No.	項目	内容
1	災害薬事コーディネーターの設置の趣旨	地震、津波その他の自然災害や大規模な事故が発生した場合において、保健医療活動における薬事に関する問題解決のための活動を統括するために設置する。
2	青森県のコーディネーターの委嘱状況	令和8年5月15日付で計21名に対して委嘱。 内訳：本部災害薬事コーディネーター3名、地域災害薬事コーディネーター（6圏域）3名ずつ
3	災害薬事コーディネーターの任命条件、期間	任命要件：災害薬事に精通している者（平常時から薬事・衛生提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者。） 任期：3年
4	全国的な設置状況	40都道府県にて設置済。（令和7年度末時点）
5	コーディネーターの種類、活動場所	本部災害薬事コーディネーターは県全体に係る調整を県災害対策本部又は知事が指示する場所で行う。 地域災害薬事コーディネーターは指定された保健医療圏に係る調整を管轄する保健所等において行う。
6	災害薬事コーディネーターの職務	災害発生時に知事の要請に基づいて適切な医療体制が構築されるように薬事に関する調整及び助言を行う。 被災地における薬事ニーズを把握、分析し、必要な医薬品等を確保、供給する。災害関連施設に専門家である薬剤師を派遣調整する。
7	具体的な活動内容	救護班の支援においては傷病者等に対して災害時調剤、服薬指導を行い、健康管理上で必要な助言、支援を行う。また、救護所、避難所等において医薬品の仕分けや管理を行い、公衆衛生、環境衛生の改善に向け消毒方法や医薬品の使用方法等の薬学的な指導を行う。
8	災害薬事コーディネーターに対する研修の予定	R8年度中に東北4県合同で今回委嘱したコーディネーターを対象とした研修会を開催する予定である。